

プロポジション 65 の規制に対する変更案により、警告義務が更に明確に

改定案は、小売業者の責任、並びに、川上の製造業者及び販売業者の責任を明確化。変更案へのコメントの期限は 10 月 21 日。

クリストファー・W・スミス、レベッカ・M・リー

- 改定案は、「実際に認識している」という用語と、「実際に認識している」ことにより警告義務が小売業者に転換する方法について更に明確にします。
- 改定案は、川上の製造業者及び販売業者が警告責任を川下の販売業者へ、そして最終的には小売業者に転換する手続を定めます。

2019 年 10 月 4 日、「実際に認識している」という用語と、新警告規制下の小売業者に対する保護措置を縮減するため、「実際に認識している」ことにより小売業者が責任を負う方法について更に詳述することを目的とした、カリフォルニア州プロポジション 65 の改定案が示されました。また、川上の製造業者及び販売業者が、警告責任を川下の販売業者へ、そして最終的には小売業者に有効に転換する手続を明確にする変更案も示されました。変更案へのコメントの期限は、2019 年 10 月 21 日です。

プロポジション 65 の新警告規制は 2018 年 8 月 30 日に発効し、多くの立法目的をもって施行されました。新警告規制の目的を説明するカリフォルニア州環境保護庁有害性評価局(OEHHA)の最初の声明によると、目標の 1 つは、「…警告文を表示する義務を実用的な範囲で…小売業者ではなく製造業者又は包装業者に課すこと」でした。そのため、新警告規制は、列挙された 5 つの状況のいずれか 1 つに該当した場合にのみ、小売業者は警告責任を負うことを明確にしました。列挙された 5 つの事項のうち、議論的となっているのは 1 つだけ、すなわち、「実際に認識している」に関する 5 つ目の事項です(27 C.C.R. § 25600.2(e)(5))。

「実際に認識している」とは、現状、プロポジション 65 において「信頼できる情報源からの情報により、消費者が製品を通じて有害な化学物質にさらされることを小売業者が具体的に認識している」と定義されています(27 C.C.R. § 25600.2(f))。「実際に認識している」の新定義案は、「信頼できる情報源からの情報により、消費者を有害な化学物質にさらすことになる特定の製品を小売業者が識別できる」場合です。定義の変更は軽微なように思われるかもしれませんが、重要なものです。

新定義案の下では、小売業者は、「特定の製品」の識別時に、該当する化学物質に消費者がさらされる可能性があることを実際に認識している場合にのみ責任を負うことになります。現在の定義にはない、この限定を表す文言は、小売業者にとって重要なものとなる可能性があります。なぜな

ら、改定案では、小売業者が「製品カテゴリー全体」に関して実際に認識しているかどうかについてはもはや議論にならなくなるからです。

これとは別に、OEHHA によるプロポジション 65 の改定案は、製造業者や販売業者などの商流の川上に位置する企業が、問題となる製品について商流内のいかなる企業に対しても警告又は書面による通知を行えるようにするもので、これにより警告責任が川下の企業に有効に転換します。以前は、製品に関する通知及び警告は小売業者に対してしか行えませんでした。これも、特にプロポジション 65 の警告責任を転換するメカニズムがこれまでなかった商流内の企業にとって、重要なものとなる可能性があります。

本稿の原文(英文)につきましては、[Proposed Changes to Proposition 65's Regulations Could Further Clarify Warning Obligations](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

木本泰介 (日本語版監修)
725 South Figueroa Street, Suite 2800
Los Angeles, CA 90017-5406
+1.213.488.7113
taisuke.kimoto@pillsburylaw.com

Christopher W. Smith
725 South Figueroa Street, Suite 2800
Los Angeles, CA 90017-5406
+1.213.488.3619
christopher.smith@pillsburylaw.com

乗原祐介 (日本語版作成協力)

Rebecca M. Lee
725 South Figueroa Street, Suite 2800
Los Angeles, CA 90017-5406
+1.213.488.7208
rebecca.lee@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美
satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2019 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.